

議案第116号

財産の貸付けについて

次のとおり財産を貸し付けることについて議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 建物
- 2 財産の名称 米原市米原地域福祉センター ゆめホール
- 3 所 在 米原市三吉 570 番地
- 4 面 積 437.02平方メートル（デイサービスセンター部分）
- 5 貸付けの方法 無償貸付
- 6 貸付けの期間 令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
- 7 貸付けの相手方 米原市三吉 570 番地

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

会長 吉 田 正 子

令和2年11月27日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

米原市米原地域福祉センター ゆめホールのデイサービスセンター部分を貸し付けたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、この案を提出するものである。